

篠原・植田税理士法人(非営利セクターチーム)による公益法人に関する情報を伝えるメールマガジン

本メールは、篠原公認会計士事務所グループのお客さまを対象に公益に関する情報共有を目的として、当グループの非営利セクターチームよりお送りしております。

このメールマガジンでは、私たちが提供できることで、皆さまが欲しいと思う情報をできるだけ届けたいと考えています。受信を希望されない方には失礼をお詫び申し上げますとともに、配信停止手続きをお願い申し上げます。配信停止をご希望の方はお手数ですが、本メール末尾をご参照ください。

Index

行政庁からのお知らせ・最新動向について

- 全国申請状況 2012.10.1 速報版
- 公益法人等の現況 2012.9.20 公表分
- 公益認定等委員会だより (その16) 2012.8.1 発行分
- 公益認定等委員会だより (その17) 2012.9.3 発行分
- 公益認定等委員会だより (その18) 2012.10.1 発行分

News・お知らせ

- FAQ (よくある質問の追加等) 2012.8.1 公表分

(内閣府)

- セミナー開催のお知らせ「10月期特別定例講座」 福岡県・全国公益法人協会共催

今月のTopic

- 公益法人等の現況(9/20 公表分)にみる新制度の特徴 事例研究



行政庁からのお知らせ・最新動向について

全国申請状況 ~統計情報~

公益認定等委員会だより (その16) 、 同左(その17) 、 同左(その18)

●ooo 全国申請状況 ~統計情報~

全国の申請状況に関する最新情報のお知らせです。

平成24年9月末時点 : 全国の申請状況 (平成20年12月1日~平成24年9月30日)

▼行政庁からのお知らせ詳細 ↓

<http://bit.ly/UOcrik>

全国約24,000件の公益法人のうち、平成24年9月末時点で「移行認定」「移行認可」「公益認定」

申請済の法人は、13,340件 (このうち、公益認定申請件数は230件) となっています。(内訳は下記)

①移行認定 : 6,876件、約28.65%

②移行認可 : 6,234件、約25.97%

申請率(①+②) : 約54.62%

処分率：約 37.77% (認定 5,369 件、認可 3,697 件 計：9,066 件)

●●○ 公益認定等委員会だより (その 16)

8 月 1 日発行分の公益認定等委員会だより(その 16)において、以下の内容(一部抜粋)が記載されていますので、ご一読ください。

FAQ (財務・会計関係)の追加について (p.7、8)

公益財務基準の 1 つである、遊休財産の制限に係る控除対象財産について、及び法人会計が黒字の場合について、FAQ が追加されています。

この追加事項に関する内容は、下記の「News ・ お知らせ」をご覧ください。

▼公益認定等委員会だより (その 16) は下記をご覧ください。 ↓

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E5A794E593A1E4BC9AE381A0E38288E3828AEFBC88E3819DE381AE16EFBC89.PDF>

●●○ 公益認定等委員会だより (その 17)

9 月 3 日発行分の公益認定等委員会だより(その 17)において、以下の内容(一部抜粋)が記載されていますので、ご一読ください。

よくある質問への回答 (p.4)

すでに FAQ に掲載されているものですが、定款の変更の案を作成する際に、注意すべき点として下記の内容が改めて掲載されています。

【質問1】 社員の資格の得喪の定め方について気を付けた方が良いことはありますか。

<回答>

1. 公益法人は、社員の資格の得喪に関して、法人の目的に照らし不当に差別的な取扱いをすることはできない。(問 -1-①、問 -3-(2)-①②、認定等ガイドライン -13)
2. この規定は、法人法上の必要的記載事項であるので、その実質的内容の根幹となる部分については、必ず定款に記載しておく。

例) 定款には単に「法人の目的に賛同した者」「社員総会で定めた基準に適合する者」と記載し、下位規則等で「〇〇の資格を有すること」といった実質的な要件を定めることは、適当ではないと考えられる。
(法人法第 11 条第 1 項第 5 号)

【質問2】 今まで通り、不正があった場合に、監事が社員総会を召集することができる旨の規定を定款に置くことはできますか。

<回答>

1. 法人法では、監事が社員総会又は評議員会を召集することはできない。(法人法第 36 条第 3 項、第 179 条第 3 項)
2. 旧民法では監事が総会を召集することは認められていたが、新制度においては、理事が不正行為を行った等の場合、監事は、理事会(又は理事)に報告することとされ、当該報告のために理事会の召集を請求したにもかかわらず、召集がなされない場合には、監事が理事会を召集することができる、とされる。(旧民法第 59 条、法人法第 100 条、第 101 条)

【質問3】 移行の際に、理事や監事の任期を変更する必要があるのでしょうか。

<回答>

理事、監事及び評議員の任期は、法人法の規定に従うことになるが、定款に任期を定める場合には、法定の任期の範囲内で定める必要がある。以下、留意点です。

- (1)理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の定めは不相当。(問 -4-④)
- (2)増員された評議員、監事の任期を、現任者の在任期間とすることにより、法定の任期の下限を超えて任期を短縮することは不可。一方、補欠の評議員、理事、監事の任期を前任者の残任期間としたり、増員された理事の任期を現任者の残任期間とすることは可能。(問 -1-②、法人法第66条、第67条、第174条)
- (3)新制度においては、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有することとされているが、これ以外の場合に、後任者が就任しないことをもって、職務を行わせることは、法定の任期の上限を超えて任期を伸長することになり、適当ではないとされる。(評議員も同様)(法人法第75条、第175条)
- (4)この他、移行をはさむ任期の取扱いや、移行登記を停止条件として役員が交代する場合の任期の取扱い等について、問 -4-①～⑦で詳しく説明されていますので、ご参照ください。

▼公益認定等委員会だより(その17)は下記をご覧ください。↓

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E5A794E593A1E4BC9AE381A0E38288E3828AEFBC88E3819DE381AE17EFBC89.PDF>

●●●● 公益認定等委員会だより(その18)

10月1日発行分の公益認定等委員会だより(その18)において、以下の内容(一部抜粋)が記載されていますので、ご一読ください。

新たな公益法人等の現況について(再掲)(p.6、7)

内閣府所管の公益法人、一般法人について、正味財産額、公益目的事業比率、理事数等の統計値が速報値として公表されています。(確定値については、12月頃に公表を予定)詳細については、今月のTopicで取り上げていますので、ご覧ください。

▼公益認定等委員会だより(その18)は下記をご覧ください。↓

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E5A794E593A1E4BC9AE381A0E38288E3828AEFBC88E3819DE381AE18EFBC89.PDF>

=====

News・お知らせ

- FAQ(よくある質問の追加等) (内閣府)
- セミナー開催のお知らせ「10月期特別定例講座」 (福岡県・全国公益法人協会共催)

FAQ(よくある質問の追加等)

内容については、実際のFAQを確認していただければと思いますが、下記にポイントを整理しています。

控除対象財産について

問 -4-⑦ : 控除対象財産のうち、1号財産、5号財産及び6号財産についての説明

- (1)1号財産(公益目的保有財産)
- ・公益目的事業に使用する固定資産(金融資産の場合は、基本財産、特定資産として表示する)
 - ・継続して公益目的事業のために使用しなければならない
- (2)5号財産(寄付その他これに類する行為によって受け入れた財産(当該財産を処分することによって取得した財産を含む。))であって、当該資産を交付した者の定めた用途に従って使用し、若しくは保有しているもの
- ・例えば、賃貸事業利益を公益目的事業費に充てる旨定めがあって、公益認定を受けた日以後に寄付された建物を、その定めに従い使用収益している場合が該当する
 - ・定められたとおりの使用の実態がない場合は、遊休財産と判断される場合がある
 - ・下記内容を備置き及び閲覧に供しなければならない

- ・当該財産を交付した者の個人又は法人その他団体の別
- ・財産を受け入れることになった日
- ・財産の合計額
- ・用途の内容等

(3) 6号財産(寄付その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該資産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している**資金**)

- ・寄付者等の定めた用途に充てるために待機しているような資金が想定される
- ・5号財産と同様の備置き及び閲覧の措置が講じられていること
- ・他の資金と明確に区分して管理されていること
- ・目的である支出に充てる場合を除き、取崩すことができないものであること、又は、目的以外の取崩しについて特別の手続き(例:理事会での承認等)が定められていること

問 -4-⑧ : 1号財産(公益目的保有財産)を取り崩すことの可否、及び、取り崩した場合のその後の取扱い(原則)

取崩すことなく、その果実を継続的に公益目的事業の財源に充てることを目的として保有すべきもの(やむを得ない場合)

景気の停滞等を原因として、公益目的事業を継続していく上で、他に方法がない場合は、取り崩すことは否定されない(その場合の規程等を整備し、理事会等の機関決定を行う必要がある)

問 -4-⑨ : 2号財産(公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産)を取り崩すことの可否

(原則)

取崩すことなく、その果実を継続的に収益事業等や、法人管理の財源に充てることを目的として保有すべきもの

(例外)

経営環境の変化等により、管理費等の財源が不足する場合には、取崩して使用することも可能(その場合の規程等を整備し、理事会等の機関決定を行う必要がある)、また、取崩後の2号財産について、管理業務に充てる実態がないことが明らかな場合は、2号財産とは認められず、遊休財産とみなされることがあり得る

問 -4-⑩ : 保有株式の配当を公益目的事業、管理運営費用の財源に充てている場合に、当該財産を1号財産、2号財産に振り分ける場合の考え方

- ・「管理業務に充てるために保有する金融資産については、合理的な範囲内において、貸借対照表において基本財産又は特定資産として計上されるものが該当する」の考え方から、2号財産への振分けについては「合理的」な範囲内で行う必要がある
- ・「合理的」な範囲内については、個々の法人の抱える諸事情を総合的に勘案して判断する

問 -4-⑪ : 移行後に1号財産、2号財産の配分割合を変更することが可能かどうか

- ・2号財産から1号財産への振替は、適時に行うことが可能
- ・1号財産から2号財産への振替については、不可能ではないが安易に認められない、ただし、例えば、金融資産である1号財産を2号財産に振替えること以外に、法人管理の財源不足を補う方法がない場合には許容される
- ・2号財産に振替えた場合、振替後も公益目的取得財産残額の算定に含めることになる

問 -4-⑫ : 将来の単なる備えとして保有している資金を特定費用準備資金として整理可能かどうか

- ・そのままでは特定費用準備資金の要件を満たさないが、移行認定に際して、法人が現に保有している資金の内容の見直しを行い、その資金の元本を将来の具体的な活動のための財源に充てることとする場合は、申請段階で、その金額を特定費用準備資金として整理することが可能、例えば、配当金を財源として活動している場合に、その減少が予測され、現に保有している資金を取崩して充当していく場合が考えられる

- ・この場合、資金の目的である活動の内容及び時期が費用として擬制できる程度に具体的なものであり、かつ、資金単位でどの事業に関する資金かが判別できる程度に具体性をもって貸借対照表の特定資産として計上する等の処理が必要になる

問 -4-⑬ : 寄付者の定めた用途がある資金について、1号、5号、6号のいずれに整理したらよいか

(認定前に寄附者から取得した財産である場合)

- ・認定前に寄附者より当該資金の運用益を具体的な公益目的事業の財源に充てる旨の指定がかけられている場合
→ 通常は1号財産に該当する
- ・認定前に寄附者により当該資金の元本を取崩して、具体的な公益目的事業の財源に充てる旨の指定がかけられており、元本の全部又は一部が残存している場合
→ 6号財産に該当する

(認定後に寄附者から取得した財産である場合)

- 5号又は6号財産に該当する

問 -4-⑭ : 寄付者の指定した用途の確認はどの程度必要か、また、寄付者が死亡している場合は、どのように確認したらよいか

- ・寄附者の指定した用途の確認は、寄附の際の募集要項や契約書、寄附当時の理事会等の議事録、その他寄附者の意図が確認できる文書を通じて行う必要がある
- ・しかしながら、移行認定の前に受け取った寄附については、上記の文書が無かったり、探し出すのに膨大な作業が発生したりすること、あるいは寄附者の死亡により確認が困難であることが考えられる。その場合には、法人におけるこれまでの寄附の取扱いから、寄附者の意図を合理的に推定できる場合には、理事会での確認等をもって用途の確認に代替できる
- ・審査に当たっては、寄附者の用途が確認できる文書、用途の確認の代替手段としての理事会の議事録等を提出する必要がある場合がある

問 -4-⑮ : 寄付者から用途が指定された資金について、これまでは公益目的事業、法人運営の管理費の財源に充ててきたが、この場合、当該資金を公益目的事業に係る部分と法人会計に係る部分に分けなければならないのか

- ・当該資金を仮に公益目的事業に使用する6号財産(FAQでいうところの公益目的事業財産)として整理すると、管理費には使用できなくなる、したがって、当該資金については、公益目的事業に係る部分と法人会計に係る部分に区分する必要がある
- 法人会計の黒字について

問 -8-① : 収支予算について法人会計が黒字になるような予算は認められないのか

- ・法人会計の財源を確保した結果、法人会計が黒字になることがあるが、そのことのみをもって、直ちに認定法と関係で問題が生ずるものではない。例えば、将来において管理部門の設備投資が予定されている場合など管理部門強化のために財源が必要となる場合には、合理的な計画の下に必要な範囲で法人会計を黒字とすることはあり得る
- ・上記のような合理的な理由がないにもかかわらず、法人会計に多額の黒字が恒常的に発生するような状態は適切ではないと考えられる
- ・審査の段階では法人に対し必要に応じ寄附者等の定めた法人会計への配分割合、賛助会費又は会費に係る規程に定める配分割合やそのように定めた法人の考え方などの事実関係等の確認をすることがある
- ・事後の監督において法人会計に多額の黒字が恒常的に計上されている場合その他必要と認められる場合には、その合理的理由や公益目的事業への影響等を確認する必要がある

問 -8-② : 公益目的事業のみを実施している場合に、受取寄付金や公益目的事業に係る事業収益を公益目的事業と法人会計に配分する場合、法人会計が黒字になるように配分することは可能か

- ・適正な範囲内の管理費相当額について公益目的事業財産に含まれないものと整理することが可能。

この場合に何が「適正な範囲内」であるかは、法人の個別事情によるが、例えば、将来において管理部門の設備投資が予定されている場合など管理部門強化のために財源が必要になる場合には、合理的な計画の下で必要な範囲で法人会計を黒字としたとしても適正な範囲内であると考えられる

・上記のような合理的な理由がないにもかかわらず、法人会計に多額の黒字が恒常的に発生するような状態は適切ではないと考えられる

・審査の段階では、法人に対し必要に応じ寄附者等の定めた法人会計への配分割合、賛助会費又は会費に係る規程に定める配分割合や、そのように定めた法人の考え方などの事実関係等の確認をすることがある

・事後の監督において法人会計に多額の黒字が恒常的に計上されている場合その他必要と認められる場合には、その合理的理由や公益目的事業への影響等を確認する場合がある

セミナー開催のお知らせ「10月期特別定例講座」（福岡県・全国公益法人協会共催）

下記に、全国公益法人協会 西日本事務局 後藤氏からのコメントが寄せられています。

「今回のこの講座は、弊会機関誌 8/1 号にて、福岡県インタビュー記事を掲載後、申請状況や移行後の提出書類に関して、福岡県からの説明が必要である、という判断から急遽、福岡県へお願いし開催に至りました。福岡県外の法人には間接的ではありますが、参考になればと願っております。

なお、既に 29 日(12:30～14:30)の公益法人の部については、満員御礼となりましたので、急遽、同日の午前中(10:00～12:00)に追加講座を行う運びとなりました。

この機会を逃すことなく、奮ってご参加頂きますようよろしくお願いいたします。」

ご都合がつく法人の担当者の方は、ご一考ください。

セミナー開催概要

○日時：10月29日(月) 移行後の監督について

10:00～12:00 公益法人 → 追加講座として開催決定

12:30～14:30 公益法人 → 定員につき締切り

15:00～17:00 一般法人

10月30日(火) 来年度の移行申請を目指す法人の方へ

12:30～14:30 公益法人

15:00～17:00 一般法人

○会場：吉塚合同庁舎

10月29日(月) 603A 会議室

10月30日(火) 702 会議室

場所はこちら ↓

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f01/koutsu-yoshiduka.html>

ご注意！ 通常の「朝日ビル」とは会場が異なりますので、お気をつけください。

○講師：福岡県総務部行政経営企画課 公益法人班 班長 高井良 優里氏

○内容：10月29日(月)

10:00～12:00 公益法人

(1)公益法人の監督について

①定期提出書類(事業計画、事業報告等)の作成と留意点

②チェックリストを用いた問題事例と対応策

③変更届と変更認定

④立入検査の方針と対応

15:00～17:00 一般法人

(2) 移行法人の監督について

- ① 移行法人の監督業務の流れ
- ② 公益目的財産額の確定
- ③ 定期提出書類(実施報告書等)の作成と留意点
- ④ 変更届と変更認可

10月30日(火)

12:30 ~ 14:30 公益法人

(1) 移行認定について

- ① 新公益法人制度及び移行申請のポイント
- ② 申請から認定、移行登記までの流れ
- ③ 移行認定の基準
- ④ 事業の公益性の考え方
- ⑤ 移行申請書の作成と留意点 ~ チェックリストを用いた効率的な進め方 ~

15:00 ~ 17:00 一般法人

(2) 移行認可について

- ① 新公益法人制度及び移行申請のポイント
- ② 申請から認可、移行登記までの流れ
- ③ 移行認可の基準
- ④ 公益目的財産額の算定
- ⑤ 公益目的支出計画の作成と留意点

○受講料 : 10月29日(月) 会員 2名まで無料

非会員 1名につき 5,000円(税込)

10月30日(火) 会員・非会員 2名まで無料

○申込方法 : FAXの場合、092-473-7406 まで、

必要事項(受講者名・参加日等)を記入の上お申込みください。

メールの場合、法人名・住所・受講者名を下記までご連絡ください。

E-mail : fukuoka@koueki.co.jp

=====

今月のTopic

公益法人等の現況(9/20公表分)にみる新制度の特徴 事例研究

今回は、内閣府より9/20に公表された「公益法人等の現況」について、新制度に移行した法人がこれまでの特例民法法人時代とはどのような点で相違があるのか等についてみていきます。

事例研究 : 公益法人の特徴

- ① 正味財産額の平均値については、公益法人:32.7億円に対して特例民法法人 :19.8億円、また、同様に寄付金収入について、公益法人:8,116万円に対して特例民法法人:4,323万円となっており、比較的規模の大きな法人が公益法人に移行している現状となっている。これについては、想像ではあるが、比較的規模の大きな法人では、新制度への移行の影響が大きいこと、寄付金収入が比較的多い法人では新制度の公益法人移行の要件を満たしやすいこと(受託事業等の事業が少ないことが予想される)、多額の寄付金を得ている法人については、税制上の理由から公益法人に移行する必要があることなどが考えられる。

平成23年度特例民法法人に関する年次報告より

- ② 公益目的事業比率の平均値:81%、①と同様に、比較的公益法人への移行が容易な法人が先行していることが理由の一つと考えられる。また、将来において公益目的事業の規模が縮小、もしくは、収益事業等の規模が拡大することによって50%以上の公益目的事業比率を維持することが困難と想定される法人は、公益法人への移行を回避していると考えられる。10/1 に公表された「新公益法人制度における全国申請状況(速報版)」では、公益法人と一般法人へ申請した法人(内閣府所管)の比率は、1,847 件:1,704 件であり、公益法人への移行は、52.0%にとどまり、多くの法人が一般法人への移行を選択している。
- ③ 理事(非常勤)の平均数については、公益法人:10名に対して特例民法法人:20名となっており、これについては想定されていたが、法人法の理事の理事会への本人出席義務が影響しているものと考えられる。特例民法法人時代は、委任状を使うことによって理事本人が出席しなくても問題視されることは少なかったかもしれないが、法人法では委任状による議決権の行使ができなくなり、また、理事の損害賠償責任も明確に規定されていることから、実際に理事会に出席可能な人選を法人が行った結果であろうと推測できる。

事例研究 : 一般法人の特徴

一般法人への移行について、公表データから読み取れるのは、公益目的支出計画の期間であるが、公益目的財産残額の平均値 25.9 億円に対して、公益目的財産額の減少額 2.3 億円となっており、単純にこれを割ると、11.2 年となり、主観では意外と短いと感じる。この公表データは、平成 23 年度の定期提出書類に基づいたものであり、予算上は公益目的支出が多くても決算上は予算ほど支出しない法人があると考えられるが、この結果では、決算上の計算でも公益目的支出計画の期間は短くなっているということである。

以上、公益法人等の現況について特集しました。

<スタッフより>

「暑い」と言っていた時期を過ぎ、少し肌寒い季節になってきました。

台風とともに忙しさのピークも去った(であろう。)法人の担当者の皆さま、お疲れさまでした。

まだまだこれから、という法人の担当者の皆さま、移行に向けて一緒に頑張ってください。

今回は、内閣府から公益法人等の現況について速報値として公表された統計値を基に、特例民法法人時代との相違点について分析してみました。

また、NEWS・お知らせで掲載している通り、移行後の定期提出書類に関するセミナーの開催が今月末予定されており、公益法人向けの講座については追加開催が決定されているようです。

移行申請手続き後のほっとされた時期かと思われそうですが、ぜひこの機会、ご一考されてはいかがでしょうか。(松田、窪田)

ご要望・ご感想

・ ・ 本メルマガへのご要望・ご感想をお待ちしております。 ・ ・

[→] support@shinohara-cpa.com

メルマガの変更・停止

・ ・ 登録アドレスの変更や、配信停止の手続きはこちらから。 ・ ・

[→] kubotam@shinohara-cpa.com

<メールマガジンが正しく届かないなど、メールマガジンに関するお問い合わせは以下にお願いいたします。>

発行 : 篠原公認会計士事務所グループ (篠原・植田税理士法人 (非営利セクターチーム))

編集 : 窪田

住所 : 〒810-0023 福岡市中央区警固 2-12-5 篠原CPAビル

TEL : 092-751-1605 FAX : 092-741-2581
